

12月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
5款 1項 3目 ものづくり成長力強化事業 (カーボンニュートラル設備投資助成事業)

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額	241,299						241,299
執行見込額	470,299				53		470,246
今回補正額	229,000	0	0	0	53	0	228,947

【事業概要】

ものづくりに取り組む市内中小企業の成長力強化に向け、新技術・新製品の研究・開発や知財活動を支援するとともに、デジタル化や脱炭素化に向けた設備投資、販路開拓に係る支援を実施します。

【補正概要】

中小企業のエネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援するため、省エネルギー化に資する設備と太陽光発電設備の導入に係る費用を助成します。

◆実施概要

- ・助成内容：中小企業の設備投資費用の一部を助成
- ・対象者：市内に事業所を置く中小企業

(1)省エネルギー化支援助成金

- ・助成対象設備
空調設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、LED照明 等
- ・助成率：1/2
- ・実施時期：1回目 令和6年2月 募集開始予定
2回目 令和6年7～8月 募集開始予定

	①簡易申請コース	②省エネ診断受診コース
助成上限	50万円	300万円
想定件数	190件	90件
備考		国等が実施する省エネルギー診断を受診し、本市の脱炭素化への取組に協力をする事業者を対象

(2)太陽光発電導入支援助成金

- ・助成対象設備：太陽光発電設備、蓄電池等
- ・助成率：出力1kWあたり10万円
- ・助成上限：500万円
- ・想定件数：20件
- ・実施時期：令和6年5～6月 募集開始予定

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	補正後現計 A+B	説明
ものづくり成長力強化事業 (カーボンニュートラル設備投資助成事業)	241,299	229,000	470,299	・省エネ設備、太陽光発電等の導入費用の助成金 ・電話対応・審査等にかかる人件費、広報費用等
合計	241,299	229,000	470,299	

【事業スケジュール】

助成金支給

5年度		6年度									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
省エネ助成(1回目)			太陽光助成 募集開始		省エネ助成(2回目)						
6年度											
1月	2月	3月									
	実績報告最終期限	交付終了									

*現計予算額は、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

12月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
5款 1項 5目 横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額	187,000						187,000
執行見込額	385,500						385,500
今回補正額	198,500	0	0	0	0	0	198,500

【要求内容】

【事業概要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する商店街を支援するため、商店街がプレミアム付の紙商品券や電子商品券を発行する際の経費の一部を補助します。

当事業を実施することで、プレミアム付商品券を購入・利用する消費活動を促進し、消費を喚起するとともに、キャッシュレスサービスの普及促進にも寄与することが期待できます。

【補正概要】

物価高騰等に直面する市民を支援し、地域経済を活性化するため、商店街プレミアム付商品券支援事業を実施します。

◆実施概要

①対象者

市内商店会、各区商店街連合会等

②補助率及び補助上限額

【紙の商品券】 事業費：補助率 10/10 補助上限額 300万円

事務費：補助率 3/4 補助上限額 50万円

【電子商品券】 事業費：補助率 10/10 補助上限額 500万円

事務費：補助率 3/4 補助上限額 200万円

【広域電子商品券】 事業費：補助率 10/10 補助上限額 5,000万円

事務費：補助率 3/4 補助上限額 2,250万円

※広域電子商品券事業は各区商店街連合会3団体以上、かつ利用可能店舗数150店舗以上で実施することを要件とする。

③想定件数

34件（内訳：紙の商品券30件、電子商品券3件、広域電子商品券1件）

④補助対象経費

事業費：商品券のプレミアム分費用

事務費：広報宣伝費、委託料、手数料、人件費・謝金、会場借上料、リース・レンタル料、消耗品費

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	補正後現計 A+B	説明
事業費（補助金）	187,000	198,500	385,500	
合 計	187,000	198,500	385,500	

【事業スケジュール】

5年度	6年度								
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
電子商品券 受付開始		紙の商品券 受付開始							

6年度		
1月	2月	3月
	実績報告	精算

12月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
5款 1項 5目
商店街にぎわい促進事業

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額	0						0
執行見込額	108,000						108,000
今回補正額	108,000	0	0	0	0	0	108,000

【事業概要】

物価高騰等の影響を受けている商店会等に対し、消費喚起や地域経済の活性化に向けて、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなど、商店街の来街促進につながる取組を実施する費用の一部を補助します。

【補正概要】

物価高騰等の影響を受けている商店会等に対し、消費喚起や地域経済の活性化に向けて、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなど、商店街の来街促進につながる取組を実施する費用の一部を補助します。

◆実施概要

- ①対象者
市内商店会等（複数での申請を含む）
- ②補助額
・補助率：1/2（但し、会員店舗数20未満の商店会等に対しては、20万円まで定額支援）
・補助上限額：申請団体の規模（会員数）に応じて、55万円から1,100万円を補助
- ③想定件数 100件
- ④補助対象経費
広報宣伝費、会場借上料、委託料、景品費、人件費、謝金 等

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	補正後現計 A+B	説明
事業費（補助金）	0	108,000	108,000	内訳下記
合計	0	108,000	108,000	

<内訳詳細>

(千円)

申請団体規模店舗数	申請見込み数	補助上限額	合計額
1～19	13	550	5,169
20～49	38	700	19,232
50～99	32	1,100	25,450
100～149	7	2,200	11,134
150～199	7	5,500	27,836
200～299	2	7,700	11,134
300～	1	11,000	7,953
	100	総合計額	107,908

【事業スケジュール】

5年度	6年度		
3月	4月～1月	2月	3月
申請受付開始 補助事業開始		実績報告	精算

※3月開始の事業については、事後申請を可とする（申請期限4月末）

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

12月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
17 款 1 項 5 目
中央卸売市場費会計繰出金

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額	199,421						199,421
執行見込額	216,421						216,421
今回補正額	17,000	0	0	0	0	0	17,000

(要求内容)

【事業概要】

エネルギー価格の高騰による電気料金の上昇について、国は負担緩和のため、受変電設備が低圧となっている家庭や企業及び高圧となっている企業などを対象に「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（激変緩和事業）を令和5年1月から実施しております。中央卸売市場本場及び南部市場は特別高圧受電設備施設であることから、この激変緩和事業の対象に含まれておりません。

この度、国の「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューの「中小企業等に対するエネルギー高騰対策支援」の対象に「特別高圧で受電する卸売市場のテナント」が盛り込まれたことを踏まえ、国が実施している激変緩和事業における値引単価と同額を中央卸売市場本場及び南部市場内の事業者に対して補助します。

なお、財源は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を予定しております。

中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和5年4月使用分から令和6年3月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をしま

【補正要求概要】

5月補正において、中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和5年4月使用分から9月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をしました。

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（激変緩和事業）について令和5年9月末まで行う支援を4月使用分まで延長し、同年5月も補助額を縮小して実施することから、令和5年10月使用分から3月使用分の電気量についても経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をします。

◆実施概要

- 対象事業者：下記要件のすべてに該当する中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び横浜南部市場物流エリアで卸売等の事業を営む者
 - ①特別高圧を受電している事業者
 - ②市場使用料、施設使用料、本場収入及び延滞金等の滞納がないこと
- 対象事業者数：約180者
- 補助額：10月使用分から3月使用分：1kwhあたり1.8円
(千円未満の端数は切捨て)
- ※「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額
- 実施時期：令和5年6月から令和6年3月まで

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後現計 A+B	説明
仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業	41,000	17,000	58,000	中央卸売市場本場及び南部市場の場内事業者の電気料金の一部について補助
合計	41,000	17,000	58,000	

【事業スケジュール】

補助金支給

5年度											
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
5月補正分											
事業内容周知				受付開始		支給開始		支給終了			
12月補正											
						受付開始		支給開始		支給終了	

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

12月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名		
1 款	1 項	1 目
仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業		

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	41,000						41,000
執行見込額	58,000						58,000
今回補正額	17,000	0	0	0	0	0	17,000

【事業概要】

エネルギー価格の高騰による電気料金の上昇について、国は負担緩和のため、受変電設備が低圧となっている家庭や企業及び高圧となっている企業などを対象に「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（激変緩和事業）を令和5年1月から実施しております。中央卸売市場本場及び南部市場は特別高圧受電設備施設であることから、この激変緩和事業の対象に含まれておりません。

この度、国の「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューの「中小企業等に対するエネルギー高騰対策支援」の対象に「特別高圧で受電する卸売市場のテナント」が盛り込まれたことを踏まえ、国が実施している激変緩和事業における値引単価と同額を中央卸売市場本場及び南部市場内の事業者に対して補助します。

なお、財源は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を予定しております。

中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和5年4月使用分から令和6年3月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をします。

【補正概要】

5月補正において、中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和5年4月使用分から9月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をします。

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（激変緩和事業）について令和5年9月末まで行う支援を4月使用分まで延長し、同年5月も補助額を縮小して実施することから、令和5年10月使用分から3月使用分の電気量についても経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をします。

◆実施概要

- 対象事業者：下記要件のすべてに該当する中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び横浜南部市場物流エリアで卸売等の事業を営む者
 - 特別高圧を受電している事業者
 - 市場使用料、施設使用料、本場収入及び延滞金等の滞納がないこと
- 対象事業者数：約180者
- 補助額：10月使用分から3月使用分：1kwhあたり1.8円
(千円未満の端数は切捨て)
- ※ 「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額
- 実施時期：令和5年6月から令和6年3月まで

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後現計 A+B	説明
仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業	41,000	17,000	58,000	中央卸売市場本場及び南部市場の場内事業者の電気料金の一部について補助
合計	41,000	17,000	58,000	

【事業スケジュール】

補助金支給

5年度										
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
5月補正分										
事業内容周知				受付開始		支給開始		支給終了		
							12月補正			
							受付開始		支給開始	支給終了

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。